第30回琵琶湖部会（2004.12.15開催）結果報告	2005.1.7　庶務発信
開催日時：	2004年12月15日（火）16：05～19：20
場　　所：	ピアザ淡海 大会議室
参加者数：	委員24名、河川管理者（指定席）15名、一般傍聴者（マスコミ含む）68名

１．決定事項

・次回の琵琶湖部会は、1月8日午後と9日を候補に日程調整を行った上で、開催日を決定する。

・「他省庁や府県との連携」や「統合的管理システム」について、琵琶湖部会として意見を提出する。意見（案）作成は中村委員と江頭委員が担当する。追加的な意見があれば、庶務を通じて提出する。

・資料3-2-1と資料3-2-2を統合した「水位操作についての意見書（案）」を作成して各委員に送付する。これに対する意見は12/20までに提出する。嘉田委員が意見をとりまとめ、次回の琵琶湖部会で最終的な議論をする。

・資料2-2「整備計画基礎案についての委員からの意見」（整備内容シートと事業進捗状況への意見）への意見があれば、12月22日までに提出する。意見とりまとめは江頭部会長代理が担当する。

２．審議の概要

①「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換

委員より、資料1-1「基礎原案に対する意見書に係る琵琶湖部会意見の項目リスト」、資料1-2「意見書の基礎案への反映に関する委員からの意見」、資料1-3「琵琶湖部会･第1回作業検討会」を参考に説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

（中村委員のコメント）

琵琶部会の意見書のうち、「2.4 河川･琵琶湖の環境の保全･回復について」の「a統合的管理システム」および「b水質保全対策」、「3.2 さらなる検討･追求を促す点」の「b他部局、他省庁等との連携について」および「d住民や地域社会との協働」については、基礎案に十分に反映されているとは言えない。

○利水計画について

・高時川や草津川では、利水用途が多岐にわたっており、地域の文化にも深く関わっているが、用途の現状を把握できていない。利水用途の振替について検討するなら、現状を把握しておく必要がある。

○環境保全･回復のための統合的管理システムの必要性について

・水系全体の見据えた統合的管理を考えておいた方がよい。次の流域委員会で常時現場を監視･管理できるような体制を実現するための検討が必要だ。

・水質管理協議会の流域委員会との関係を、しっかりと位置づけておく必要がある。

・環境に関する情報の収集・共有については、河川管理者が主導的にやっていける部分だろう。各機関の情報を継続的に収集していくための検討をお願いしたい。

・統合的管理システムについては、委員会として意見を述べる必要があると思っている。ただ、「言い放し」になる可能性もある。実現性について河川管理者と話し合っておく必要がある（委員長）。

○他部局や他省庁との連携について

・委員会の提言や意見書で「他部局や他省庁との連携が必要」としたが、この意見を河川管理者にどのように引き継いでいくのか、今後の委員会の課題の1つだろう。

○ダムについて

・基礎案では既存のダムが琵琶湖の環境に与える影響について全く検討されていない。意見書の中でも今後、検討していかなければならない。

②琵琶湖の水位操作に関する意見交換

委員より、資料 3-2-1「琵琶湖水位について」、資料 3-2-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

○水位操作について

・宇治川の危険性については同感だ。塔の島地区の 1500m3/s 整備は、宇治川の治水安全度を高めてからでなければならないと考えている（委員長）。

・浸水被害には、財産被害と人命被害がある。財産被害に対しては補償的な対応が可能だが、基礎案では、そういった代替案の検討は希薄だった。補償による代替案を意見書の中でどのように位置づけるのか、議論しておいた方がよい。

・水位操作と異常渇水時の水位低下については、議論ができていない。河川管理者から、ダムからの補給水によって渇水時の水位低下を回復する案が出されているが、これについて議論できないか。

・琵琶湖の水位を高く保てば、湖岸域の浸水や流入河川の氾濫が問題となってくる。水位操作の報告書では、湖岸域の治水についても考慮して頂きたい。

・資料 3-2-2 で提案されている湖岸遊水地については住民の理解を得るのは難しいだろうが、住民に実態を知ってもらうことが大切だ。関係者間の協議の中で、いろんな意見が出てくるようにお願いしたい。

・遊水地に関しては、ダムＷＧにおける検討との整合性についても考慮する必要がある。

・河川整備計画は今後 20～30 年を対象としている。洗堰の水位操作や遊水地についても、長いスパンで考えていかないといけない（部会長）。

③整備内容シートと進捗状況点検に関する意見交換

委員より、資料 2-1「琵琶湖部会・第 2 回作業検討会の結果報告」、資料 2-2「河川整備計画基礎案についての委員からの意見」を用いて説明がなされた。

・資料 2-2 に関しては、追加的な意見があれば、12 月 22 日を〆切に、庶務を通じて江頭部会長代理に意見を提出いただきたい（部会長）。

３．一般傍聴者の意見聴聴取：一般傍聴者３名より発言があった。主な意見は以下の通り。

・河川管理者より、ダムからの補給水による異常渇水時の水位低下抑制効果について、検討結果が示されているが、琵琶湖部会でもダムＷＧでも十分な検討ができていない。委員会が河川管理者の検討結果を受け入れるのか、新たな代替案を提示するのか、よくわからない。水位操作についての意見書では、委員会としての意見を入れ込んでほしい。

・河川管理者は、ダムによる異常渇水時の水位低下抑制対策を示しているが、ダム以外にも有効な代替案がある（参考資料 1-544）。特に大川の維持流量カットは有効な代替案だ。また、河川管理者の異常渇水時のシミュレーションの根底にある「近年の少雨化傾向」という認識自体に誤りがある他、甘い維持流量カット、実質的にはゼロの取水制限、木津川・桂川の流入を見込んでいない等を見直せば、異常渇水時の琵琶湖水位－150cm はクリアできる。

・塔の島地区 1500m3/s 事業に対して、資料 2-1 で「歴史的文化財、景観の保全を十分に尊重すること」と記述されているが、「自然景観や歴史的景観の保全を前提に」といった直接的な記述をお願いしたい。

※このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。